

令和3年1月8日

小・中学校保護者 各位

小諸市教育委員会
教育長 小林秀夫

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（お知らせ）

小諸市内においては、直近1週間（12月30日～1月5日）の人口10万人当たり新規陽性者数は76.19人となっており、佐久圏域の中でも特に厳しい状況となっています。

このため、県は、1月6日、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げる「特別警報Ⅱ」を発出しました。

このような状況の中、児童・生徒が濃厚接触者として特定される事例が急増しており、陽性者も確認されていることから、校長会とも協議して、冬休みに続いて1月8日まで、1月12日から15日までを、市内小・中学校全校臨時休業といたしました。

これまでも、市内各小・中学校では、マスクの着用、手洗いの徹底、三密回避、消毒など必要な対策を実施しています。ご家庭においても、考えられる予防策を確実に実施し、特に下記の点についてご確認とご協力をお願いいたします。

記

- 1 体調がよくない場合には、学校を休んで体調回復に努め、発熱等の症状がある場合は、まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に電話相談したうえで、その指示に従って受診してください。
- 2 児童・生徒が、家庭内感染などによって濃厚接触者に特定された場合や、PCR検査を受けることになった場合は、必ず学校に連絡してください。
- 3 児童・生徒が、家庭内感染などによって濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は出席停止となり、保健所の指示によりPCR検査を実施していただくこととなります。接触者でPCR検査の結果が陰性であっても、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときには、出席停止の措置を取ります。
- 4 児童・生徒の感染が確認された場合、当該校の保護者の皆様へは、「きずなネット」等によって、当該校の児童・生徒の感染が確認された旨をお知らせします。なお、当該校以外の保護者の皆様へは、「きずなネット」等によるお知らせはいたしません。
- 5 感染者への人権を侵害するような言動（詮索・誹謗・中傷・うわさなど）が絶対にならないよう、ご家庭でもご指導をお願いいたします。